

平成20年度 第2回府中市障害者計画推進協議会 会議録

■ 日 時：平成20年7月16日（水） 午後3時00分～6時00分

■ 場 所：府中市役所 北庁舎3階 第6会議室

■ 出席者：（敬称略）

<委 員>

佐藤久夫、杉本豊和、下條輝雄、山本博美、野村忠良、石見龍也、美田徹、吉澤順、
宮地幸、吉村輝秋、桑田智、河井文、鈴木一成

<事務局>

福祉保健部長、福祉保健部参事、地域福祉推進課長、障害者福祉課長、
地域福祉推進課長補佐、障害者福祉課長補佐、志摩主任、小野崎事務職員
株式会社生活構造研究所

■ 議 事 1 課題別分科会

- （1）利用者本位のサービスの実現のために
- （2）安心して暮らし続けるために
- （3）地域で支える福祉をめざして
- （4）ともに歩む地域をめざして

2 開会

3 議事

- （1）会議録について
- （2）府中市障害者計画の素案について
- （3）次回日程について
- （4）その他

■ 資 料 資料1 平成20年第1回府中市障害者計画推進協議会会議録（案）

資料2 府中市障害者計画・障害福祉計画（第2期）の考え方と施策の方向について（素案）

資料3 府中市障害者計画推進協議会・課題別分科会の構成について

1 課題別分科会

(了承後、傍聴者入場。資料3のとおり分科会に分かれ、分科会ごとに課題を検討。)

2 開会

事務局：定刻になりましたので開会いたします。

3 議事

(1) 会議録について

会長：前回議事録につきましては、事前に皆様に郵送したものを、個人名を委員という表記にしております。これでよろしければ公開させていただきたいと存じます。

(異議なし)

会長：ありがとうございます。特に異論は無いようですので、公開するというご意見をお願いします。

(2) 府中市障害者計画の素案について

会長：それでは、議事(2)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局から、資料2について説明)

会長：1ページから6ページは空欄が多くなっていますが、あとで福祉計画全体の統一の内容を入れ込みます。また、第6章の数値目標については秋以降に入れ込みます。

「第5章 目標に向けた取組み」を中心に議論したいと考えていますが、「第3章 計画の基本的な考え方」でも前回協議会から追加した部分があります。第3章についてもご意見をいただきたいと思います。

事務局：お願いします。

会長：資料2の30～32ページ「第3章 計画の基本的な考え方」について、何かご意見はありますか。

委員：理念についてはよいと思います。31ページの視点2の文の冒頭で、「障害者のある人」となっているので、「障害のある人」に修正してください。

会長：32ページの「視点6 家族に頼らない障害のある人への地域生活支援」は分かりにくいので、「視点6 障害のある人への、家族に頼らない地域生活支援」にしてください。

委員：30ページの計画の理念の文で「自立(自律)」となっていますが、「(自律)」はなぜ追加したのですか。「自律」というのはリハビリの意味で使われてきた経緯があります。自分の気持ちを抑える、管理するということにつながるので、「自律」という

言葉は使わない方がよいと思います。

会長：「自立」だけだと、自助の意味になり、サービスを使わないということになるので、自己決定という意味合いで「自律」を追加したのではないのでしょうか。

委員：確かにそのような議論がありました。そのような場合、私が所属する障害当事者団体では「自活」という言葉を用いています。

事務局：資料1の前回協議会会議録の3ページの冒頭の部分の議論です。

委員：障害当事者団体の中で、「自律」という言葉が誤解を与えないか確認させていただき、後日事務局に連絡をさせていただければと思います。

会長：確かに、自助、自活の意味で解釈される恐れもありますね。

委員：第2章の「3 府中市の障害者福祉に関する課題」の「(1) 適切なサービス量の確保」では、精神障害者保健福祉手帳の所持者数が減少しているとありますが、原因はわかりますか。手帳を所持していてもメリットがないので更新する人が少なかったことが原因ではないですか。

会長：全国的には手帳の発行は増えていると思います。手帳に写真を貼るようになってから減ったのではないですか。

委員：写真を貼るようになってからは、バスに乗れるなどのメリットができたので、減ったことはないと思います。

事務局：自立支援医療の数は増えています。手帳所持者数が減っている原因はつかめていません。

委員：32ページの視点6の文で、「その一方」という言葉が使われていますが、文の流れから使い方に誤りがあるので、修正してください。

会長：16ページからの「2 アンケート調査からみた現状」では、調査概要がなく、急に調査結果が示されているので、「資料編の調査概要を参照」という文言を追加してください。

委員：39ページの重点施策「3 住まいの確保」では、障害のある人が家を借りる際の保証人の重要性についても触れてください。保証人がいないために家が探せないケースが多いです。

委員：重点施策「2 一般就労への支援、作業所などの就労機能の強化」では、「養護学校」と記載がありますが「特別支援学校」に修正してください。

会長：重点施策「4 高次脳機能障害・発達障害のある人等への支援」では、難病患者についても触れてください。

会長：それでは「第5章 目標に向けた取組み」について議論します。全体会に先立って、体系の柱ごとに分科会が行われたので、その検討結果を分科会ごとに報告してください。はじめに、体系の「目標1 利用者本位のサービスの実現のために」について検討した分科会から報告をお願いします。

副会長：「(1) 情報提供体制の充実」の「①総合的な情報提供体制の整備」では、ホームページが閲覧できる環境、ホームページの見やすさが重要です。そのため、公共施設で市民がホームページを閲覧できる場所、また音声パソコンを設置している場所を

記載した方がよいと思います。「②情報へのアクセスの支援」では、パソコンの購入費用の助成について、できるだけ努力する方向を示してください。今の時代に即して、誰でもパソコンにアクセスできるようにすべきです。「③コミュニケーションの円滑化の促進」では、聴覚障害または言語障害のある人のみ触れられていますが、知的障害、精神障害のある人でも意思疎通が難しい人がいるため、何らかの事業はないですか。また、肢体不自由の人も考慮すべきです。

「(2) 相談体制の整備」の「①相談体制の充実」では、相談を受けて具体的な支援をしようとした時に、現在の状況から、人的な質と数の確保が望めます。また、事業名で「ケアマネジメント従事者の育成・確保」とありますが、東京都に合わせて「ケアマネジメント従事者」は「相談支援従事者」とした方がよいです。「育成・確保」というよりも、東京都が実施している研修に積極的に参加していただくようにするという書き方になると思います。② ピアカウンセリングの充実」では、ピアカウンセリングを行っているNPOはいくつかあるので、ピアカウンセリングの実施を支援して、充実することによって広く展開することを第一の目的とすべきです。

「(3) 福祉サービスの質の確保」では、「福祉サービス第三者評価制度」の導入を促進するとの記載がありますが、府中市として「福祉サービス第三者評価制度」を利用者が安心してサービスを選択できるための指標にするのであれば、「事業者には3年ごとに受審してもらうようにする」などというように記載した方がよいです。

会 長：目標1について、他の委員から何かご意見はありますか。

委 員：相談に対するニーズは多様であり、埋もれているものが多いです。精神障害のある人、発達障害のある人は相談しても具体的な対応をしてくれないので、相談機能に絶望している人は多いです。例えば、家の中で暴れてしまったとき、家族は我慢するか、警察に連絡するしかないのです。現在は市の機関では対応できません。家族の避難場所も必要です。問題が大きすぎて家族が支えているのが現実ですが、このような問題を地域みんなの問題として考えなければいけません。また、臨床心理士の活用も望めます。話を聞いてくれるだけで救われる人も多いので傾聴サービスが充実するとよいです。

会 長：相談を受けても、具体的な支援につなげていかないといけません。どこにどのような形で書き込めばよいですか。

委 員：危機、差し迫った問題を抱えている人に対する支援、相談についてどこかに書き込んでください。

会 長：緊急時の場合の対応が望めます。

委 員：個別のケースについて、自立支援協議会で扱った場合、そのケースについては忘れないで、最後まで対応する人が必要です。

副 会 長：緊急時なのに、以前に門前払いをされて、相談に来ない人は少なからずいるので、まず来てもらうようにすることも重要です。そのためには、人材の質と数の確保が必要です。

委 員：精神障害のある人では、外出が困難になることもあるので、場合によっては医者に往診してもらい、安心していただくことも必要です。

- 委員：相談支援というのはいつまでも待ちの姿勢です。声かけなどはできません。私が所属する団体も当初、会員が少ないときには、こちらから連絡ができましたが、会員が70、80人いる現在では、相談に来る人を待つのが精一杯です。
- 委員：相談支援で対応できなかったケースを検討する会議が必要なのではないのですか。具体的な対応を考えないと、たらいまわしが続いてしまいます。
- 会長：それは現在の地域自立支援協議会に当たります。
- 委員：小児の場合はこども家庭支援センター「たっち」があります。福祉と医療の連携が必要です。
- 副会長：最近では、はじめに「たっち」に相談して、地域生活支援センターに来る人も多くなっています。各機関が連携をとるということも書いた方がよいです。
- 会長：障害のある人が暴れてしまった場合、障害のある人ではなく、家族が一時的に避難する場所を用意するという事も検討した方がよいのではないのですか。
- 会長：「目標2 安心して暮らし続けるために」について検討した分科会から報告をお願いします。
- 委員：46ページの1行目では「住み慣れた地域暮らせる」となっていますので、「住み慣れた地域で暮らせる」に修正してください。
- 「(1) 在宅サービスの充実」では、見守りや傾聴ボランティアを制度化できないのですか。就労まで行かない人が余暇を楽しめるような制度も必要です。また、障害のある人の短期入所はありますが、介護する人の避難も考えていければよいと思います。
- 「(2) 保健・医療との連携」の「①健康づくりへの支援」では、40歳以上向けの事業が多くなっていますが、訪問指導は40歳以上に限定しなくてよいのではないのですか。また、「地域デイサービス」とはどのような事業ですか。
- 「(3) 学習機会の拡大」の「②学校教育の充実」の「特別支援教育の充実」は教育委員会が対応するものなので、障害者計画には入れなくてよいのではないのですか。
- 「③生涯学習の場と機会の充実」では、パソコン講習会、あすなろ学級が事業に挙げられていますが、他に文化センター等で実施している事業への障害のある人の参加支援ということを入れてはどうですか。④「スポーツに親しむ機会の拡大」では、「障害者軽スポーツ大会」とありますが、年に1回開催されているだけなので、障害のある人が日常的に余暇活動を楽しむような事業を地域支援事業の中でできないのですか。
- 「(4) 就労支援体制の整備」では、一般就労への支援とありますが、一般就労一歩手前の人、まだ安定して就労が難しい人、週1などで働く人への支援も必要ではないのですか。
- 「(6) 安心して住める環境づくり」の「②民間賃貸住宅への入居支援」では、民間賃貸住宅のあっ旋事業で「社会福祉協議会が保証人になる」とあるが、これは精神障害のある人も対象となっていますか。また、どの程度の実効性があるのか知りたいです。

- 委員：「(1) 在宅サービスの充実」の「⑤保育サービスの充実」に「地域デイグループ」というのもありますが、これはどのような事業ですか。「地域デイサービス」とは違うのですか。
- 事務局：「地域デイグループ」は、児童を対象とした都の補助事業です。「地域デイサービス」は、高齢者を対象とした事業で、公民館などで行っています。
- 委員：「地域デイサービス」は、市の単独事業ですか。
- 事務局：すぐに調べるので、お待ちください。
- 会長：様々な質問がありました。民間賃貸住宅のあつ旋事業は社会福祉協議会の事業だと思いますが、事務局で回答できますか。
- 委員：旧市民公社の事業を受け継いでいます。件数は少ないです。
- 事務局：現在、精神障害のある人は対象となっていませんが、市としては社会福祉協議会に対象とするよう要望しています。
- 委員：障害児保育について、保育園は親が就労している、病気であるなどの理由でしか入園できません。しかし、子どもの育成に必要であるという理由で入園できるようになりませんか。
- 事務局：保育園は、児童福祉法上、「保育に欠ける」ということが入園の要件になっています。何らかの理由で養育できない状況があれば入園できます。
- 副会長：学校関係については、普通学級に発達障害の児童が多くなってきており、いろいろと問題が起きています。普通学級の特別支援教育にあたる先生方に、障害を理解していない人が多く、きちんとした対応ができていないのが現状です。先生方にどれだけ啓発していけるか、また、学校という枠でなく、地域で支援できないか考える必要があります。
- 委員：「(5) 経済的支援体制の強化」では、「①年金や手当などの充実の要請」しかありませんが、自立支援医療費のことについても記載すべきです。また、手帳の診断料の補助をしていることも記載した方がよいと思います。また、診断料の補助については、患者さんから直接聞いたので、そのような制度がはじまった場合は医療機関、関連機関に連絡してください。
- また、理念、重点施策で書かれていることが、第5章ではどこに当たるのかが分かりにくいので、うまく表現できませんか。
- 事務局：自立支援医療費の助成については、都で実施しているもので、市として書くのは難しいです。それぞれの章で理念をどのように実現していくか、第7章の推進体制でまとめています。
- 会長：理念は難しいが、31ページの「(2) 計画の考え方」の視点1～6については、どの事業に対応するか書くことはできると思います。事務局で検討してください。表側に視点、表頭に事業を並べて、対応表を作成すればよいかもしれません。
- 委員：「(4) 就労支援体制の整備」では、「新体系サービスへの移行への支援」とありますが、「②作業所などの就労機能の強化」の内容とそぐわないと思います。
- 会長：「②作業所などの就労機能の強化」の事業である小規模通所授産施設と通所授産施設はなくなるのではないですか。

- 委員：福祉的就労があるので、23年度まではこのままでよいのではないですか。
- 委員：小規模通所授産施設と通所授産施設はなくなるので削除してもよいと思います。小規模作業所・共同作業所は移行しなければ残るので、このままでよいと思います。
- 会長：新たな事業体系で考えるのがよいです。
- 委員：「(1) 在宅サービスの充実」の「④移動・移送サービスの充実」の福祉タクシーについて、精神障害のある人でも人が怖くて外に出られないという人がいるので、1級だけでもよいので通院の際は利用できるようにしてほしいと思います。
- 事務局：先ほどご質問があった地域デイサービスは、市の独自事業であり、高齢者福祉課が担当になります。65歳以上の方の閉じこもり防止として行っています。
- 会長：「目標3 地域で支える福祉をめざして」、「目標4 ともに歩む地域をめざして」について検討した分科会から報告をお願いします。
- 委員：目標3の「(2) 地域の福祉人材の育成」の「①地域の人材などの活用」には、障害のある人が講師になるように育成するという内容の事業を入れられるとよいと思います。
- 「(3) 防災・防犯対策」では、災害時要援護者の名簿を作成しますが、個人情報の問題もあるので、個々人の希望に基づき名簿を作成するとした方がよいのではないかと思います。
- 目標4の「(1) 障害のある人への理解・啓発の促進」の「①ノーマライゼーションの理念の普及」では、「障害者の日（12月9日）を記念して」とありますが、「障害者週間（12月3日～12月9日）を中心に」に修正してください。
- 「(2) バリアフリーの推進」の「①移動バリアフリーの推進」では、障害のある人によるバリアフリー点検活動という内容を入れてほしいと思います。
- 委員：災害時要援護者支援は前回の協議会の時点では、重点施策でしたが、何故はずしたのですか。名簿を作成し、消防署などに置かれているようですが、そのような名簿の存在を広報する必要があります。実際の災害時に、個別の避難場所の確保など市ができることと、薬は最低5日分用意するなど障害のある人の方で対応することを整理した情報が必要です。
- 事務局：災害時要援護者は、高齢者、子どもも対象となりますので、福祉計画全体の中で、他分野で重点施策として取り上げます。市でも災害時要援護者支援体制の整備は急務だと考えています。
- 会長：どの避難所に誰でもトイレがあるかということは公表されていますか。
- 事務局：まだできていません。事務局から担当課に意見を上げておきます。
- 委員：目標4の「(3) 「すべての障害のある人」への支援」では「当事者団体・家族会の設立支援」とありますが、今ある当事者団体の支援にも力を入れてください。とくに事務所を借りる資金が厳しく、会長の自宅が事務所になると普通の生活ができなくなりますので、公共施設の中で机1つ分のスペースでもよいので貸し出すことを検討してください。
- 会長：先ほど委員からご報告がありましたが、「障害のある人への講師の育成」とは、障害

のある人でも、各分野で能力が高い人がいるので、講師として活用しようということです。

会 長：本日の協議会で検討した内容を反映させた素案をパブリックコメント前に、もう一度委員に確認することができますか。

事 務 局：スケジュールがつかまっているので、すべての委員にご確認いただくことは難しいです。

会 長：他部課との調整もあるので時間がかかると思います。

事 務 局：充分検討し、できる範囲で修正してパブリックコメントにかけたいと考えています。パブリックコメント後、委員の皆様にご意見をいただきます。

(3) 次回日程について

会 長：次回の日程について事務局よりお知らせください。

事 務 局：次回の協議会でございますが、10月8日(水)の15時から18時でお願いしたいと思います。

会 長：本日はこれにて閉会いたします。

以 上